**要介護認定調査委託契約書**

第１号様式(第２条関係)

　宿毛市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）（以下「乙」という。）とは、要介護認定調査の事業の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

　（受託内容）

第１条　甲は、要介護認定調査の事業を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

　（実施方法）

第２条　甲は、乙に対し、審査対象者を通知する。乙は当該調査対象者に対し、要介護認定調査を実施し、その結果を受領後甲の定める期日までに甲に報告する。

２　本契約書に定めのない事項等については、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

　（受託者の義務）

第３条　乙は、介護支援専門員に要介護認定調査を行わせるものとする。

２　乙は、受託業務の開始に際しては、予め要介護認定調査に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。

３　乙は、要介護認定調査に従事する者に対し、次の任務を遂行させる義務を甲に対して負うものとする。

　(1) 対象者への訪問を行うとともに、要介護認定調査を適正に実施すること。

　(2) 甲に対して、速やかに前号の調査結果を報告すること。

　（履行場所）

第４条　乙は、甲が定める区域に住所を有する被保険者（他市町村の介護保険施設に入所している者を除く。）に係る要介護認定調査の事業を実施する。

　（委託料）

第５条　甲は、要介護認定調査の事業の委託料として、次に定めるところにより、算定される額を乙に支払うものとする。

|  |
| --- |
| 居宅介護支援事業所　認定調査１件あたり４，４００円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額４００円）介護保険施設　認定調査１件あたり２，２００円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額２００円） |

　（委託料の支払）

第６条　乙は、業務終了後、甲の定める期日までに当該業務に係る費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項に基づき乙から適正なる請求書の受理後３０日以内に、甲の定める指定金融機関において乙に対し、委託料を支払うものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第７条　乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

　（再委託の禁止）

第８条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

　（業務実施の指示）

第９条　甲は、委託業務について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

　（移動手段）

第１０条　要介護認定調査に必要な移動の手段は、乙が用意するものとする。

　（身分証の携行）

第１１条　要介護認定調査に従事する者は、委託業務の実施に当たり、身分を示す証明書を携行し、要介護認定調査の対象者又はその家族から求められた場合には提示しなければならない。

　（秘密の保持）

第１２条　乙及び要介護認定調査に従事する者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た要介護認定調査の対象者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

　（事故発生時の対応）

第１３条　乙は、要介護認定調査の際に、事故が発生した場合には速やかに甲、要介護認定調査の対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、要介護認定調査の対象者に対する要介護認定調査により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

　（関係書類の整備）

第１４条　乙は、受託業務に関する書類を事務所に整備しなければならない。

（報告書の提出）

第１５条　甲は、必要と認めるときは乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。

　（立入調査）

第１６条　甲は、委託業務について、乙の事業所に対し立入調査し、必要な報告を求め、委託業務の実施について必要な指示を乙に与えることができる。

　（契約の解除）

第１７条　甲は、乙が、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

　(1) 指定市町村事務受託法人の指定を取り消されたとき。

　(2) 介護保険法施行規則第３４条の７から第３４条の１３、又は介護保険法施行規則第３４条の１０によって準用される指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第１８条、第２２条、第２４条、第２７条若しくは第２８条に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。

　(3) 不正な調査を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

　（疑義の解決）

第１８条　本契約に定める事項その他要介護認定調査の業務上の必要な事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

　（委託期間）

第１９条　本契約の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

　本契約の締結の証とするため、本書２通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　　　　年　　月　　日

（甲）　委託者　　所　 在　 地　　高知県宿毛市希望ヶ丘１番地

名　　　　称　　宿毛市

代表者職氏名　　宿毛市長

（乙）　委託者　　所　 在　 地

名　　　　称

代表者職氏名